

# 防火対象物の消防用設備等の状況の公表についての概要（鎌ケ谷市火災予防条例の改正）

◆【違反対象物の公表制度】 重大な消防法令違反が認められる建物を鎌ケ谷市のホームページで公表する制度 ◆

## 1. 公表制度の目的

重大な消防法令違反のある建物で火災が発生した場合には、人命に多大な被害を及ぼすおそれがあります。

このような違反のある建物に対して消防機関が改善命令を行った場合、命令内容を公示することが義務付けられております。

しかし、命令による公示までには幾つかの 절차를踏み、相当の期間を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物の利用者等に公表されないこととなります。

このため、総務省消防庁の通知に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物の危険性に関する情報を公表することで、建物利用者の選択や判断を通じて防火安全に対する認識を高め火災被害の軽減を図ること。また、建物関係者による防火安全体制の確立を促進することを目的として、鎌ケ谷市火災予防条例の一部を改正するものです。

## 2. 改正内容

1 公表の対象となる建物（防火対象物）

消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する建物や火災が発生した場合に避難が困難であり、人命に多大な被害を及ぼすおそれがある建物を公表の対象とします。

（消防法施行令別表第1より抜粋）

1項	イ	劇場、映画館等	5項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場等		イ	病院、診療所等
2項	イ	キャバレー等	6項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等		イ	特殊浴場
3項	イ	料理店等	16項	イ	特定複合用途対象物
	ロ	飲食店等		イ	地下街
4項	—	物品販売店等	16の3項	—	準地下街

2 公表の対象となる違反

消防法で義務付けられた屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないと認められた重大な消防法令違反を公表の対象とします。

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を感知して自動的に建物の利用者等に火災を知らせる設備です。

3 公表の方法と公表する内容

①公表の方法  
鎌ケ谷市ホームページへの掲載、消防本部及び消防署での紙面閲覧

②公表する内容

- ・違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- ・違反の内容（違反している消防設備の名称）
- ・その他消防長が必要と認める事項

## 3. 公表までの流れ

